

# 安芸広域市町村圏事務組合議会議員の議員報酬 及び費用弁償支給条例

(平成 20 年 9 月 1 日 条例第 5 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の規定に基づき、安芸広域市町村圏事務組合議会議員（以下「議員」という。）の議員報酬（以下「議員報酬」という。）及び費用弁償としての旅費の額並びにその支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。

(議員報酬)

第 2 条 職員報酬額は、別表のとおりとする。

(議員報酬の支給及び計算方法)

第 3 条 議員報酬は年額とし、議長、副議長及び議員が、年度途中においてその職に就いたとき、又はその職を離れたときの議員報酬は、月割とする。

2 前項の月割の方法は、その職に就いた日の属する月から、その職を離れた日の属する月までとする。ただし、同一の者に対しては、重複して報酬を支給しない。

(費用弁償)

第 4 条 議長、副議長及び議員が、公務のために旅行したとき又は出務したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 旅費の額及び支給方法については、職員の給与・旅費・勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例（平成 2 年条例第 7 号）で準用する安芸市職員の旅費に関する条例（昭和 44 年安芸市条例第 13 号）の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(安芸広域市町村圏事務組合報酬及び費用弁償条例の廃止)

2 安芸広域市町村圏事務組合報酬及び費用弁償条例（平成 2 年条例第 6 号）は、廃止する。

別表（第2条関係）

区 分	報 酬 額（円）
議 長	（年額） 30,000
副 議 長	（年額） 25,000
議 員	（年額） 20,000